

	グリル鍋による負傷事故		
製 品	グリル鍋	使用期間	約 10 カ月
受 付 日	2018 年 12 月 10 日	終 了 日	2019 年 3 月 11 日
手続期間	約 3 カ月	終了状況	斡旋案合意
依頼内容 経 緯	<p>消費者がグリル鍋を化粧箱に収納しようとし、当該製品底の隙間に右手小指を挟み、抜いた際に挫創を負った。消費者は、本件事故が事業者の責任により生じたものと考え、事業者と交渉を開始した。当該交渉において、事業者は、自社製品により消費者が怪我に至ったことを踏まえ、和解金を提案した。他方、消費者は、本件事故が本件グリル鍋の欠陥により生じたものと考え、事業者に対し、賠償金の支払を求めたが、合意に至らなかった。</p>		
原 因 等	<p>本件グリル鍋の底面の隙間が特段に指を挟みやすい構造とは認められず、製造物責任法における設計上の欠陥は認められない。</p> <p>一方、本件グリル鍋の取扱説明書・化粧箱には収納方法の記載がなく、製造物責任法における指示・警告上の欠陥とまでは言えないとしても事業者の配慮が不足していた。ただし、化粧箱に製品の取り出し方法が記載されており、消費者においてこの記載を認識していれば、収納方法についても一定の理解ができたはずであると考えられ、このような消費者における注意不足も本件事故の発生に影響したものと判断した。</p>		
結 果	<p>顧問弁護士の助言のもと、本件事故の態様・原因、負傷程度を総合的に判断した斡旋案を提示し、両者から合意が得られた。</p>		